長瀞小学校父母教師会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、長瀞小学校父母教師会と称し、事務局を同校内に置く。

(組織)

第2条 本会の会員は、在学児童の父母(父母に代わる者を含む)及び本校職員を 正会員とし、本会の趣旨に賛同する者を準会員とする。

第2章 目的 及び 事業

(目 的)

第3条 本会は、教育を本旨とする団体として、相互扶助の精神をもって、家庭・ 学校・地域の協働により、児童の健全育成と会員の福祉向上を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 学校と家庭・地域の緊密な連絡提携・協働
- 2 教育施設及び教育環境の改善
- 3 教育振興に関する調査研究と提言
- 4 児童の保護及び学習の奨励支援
- 5 会員相互の親睦研修と教育に対する理解の深化
- 6 児童及び地域青少年の健全育成および成 人への教育啓蒙活動
- 7 その他、本会の目的の達成に必要と認めた事項

第5条 本会の事業運営の効率を上げるために、専門部及び学年部を置く。 その役員は、正会員より選出する。

第3章 役員

(種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名,副会長2名 (男女各1名),監事1名,事務長1名, 庶務1名,会計2名,学年PTA委員長,各専門部長

(選出)

第7条 本会の役員は、次の方法によって決める。

- 1 会長及び副会長,会計(P),監事は,役員選考委員会において選出し, 総会で会員の承認を受ける。
- 2 学年PTA委員長は、学年PTA部会において選出する。
- 3 事務長、庶務、会計 (T) は、学校職員から会長が委嘱する。
- 4 各専門部長は、その専門部員の互選による。
- 5 会計は、父母側、教師側よりそれぞれ1名ずつ会長が委嘱する。

(任 務)

第8条 本会の役員の任務は、下記のとおりとする。

- 1 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理をする。
- 3 監事は,会計事務を監査する。

また、必要に応じて、本会事業の企画・運営に当たる。

- 4 専門部長は、その専門部を代表する。
- 5 事務長は、会長の命を受け、本会の事務を掌理する。
- 6 庶務は、事務長を補佐し、庶務を司る。
- 7 会計は、本会の会計を司る。
- 8 学年PTA委員長は、学年PTAを代表する。

(任 期)

第9条 本会の役員の任期は、1か年とする。ただし、再任を妨げない。 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。 役員は、任期満了といえども後任者が決まるまではその職を行う。

(参 与)

第10条 本会に参与を置く。参与は校長とする。 参与は、本会に出席し意見を述べることができる。

(顧 問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は,総会に諮り会長が委嘱する。

顧問は, 重要事項の諮問に応ずる。

第4章 会合

(種類)

第12条 本会の会合は、次のとおりとする。

- o 総会 o 本部役員会 o 役員会 o 拡大役員会
- o 専門部会 o 学年PTA

第13条 各会合の任務は、次のとおりとする。

O 総 会 毎年4月に開き,役員の承認,会則の変更,予算・決算 の承認,その他の重要事項について議決する。

なお、必要に応じて、臨時総会を開くことができる。

- 本部役員会 会長,副会長,監事,事務長,会計(P)で組織する。必要に応じて,参与,庶務,会計(T)が出席する。本会運営に関する事項の企画・立案と必要事項について審議する。
- O 役員会 本部役員会の構成員と専門部長,学年PTA委員長で組織する。

決算・予算や事業案等の本会運営に関する事項について 審議し、企画・立案、また連絡調整に当たる。

O 拡大役員会 役員会の構成員と専門部員及び学年PTA委員とで組 織する。

事業の内容について協議し、理解と徹底を図る。

- O 専門部会 役員会の決定事項に従い,専門部に属する事項を司る。 専門部は,総務部,広報部,保健体育部の3つとする。
- O 学年PTA 学年に関する事項を協議し、実施する。 必要に応じて、本部事業を支援する。

(招集者)

第 14 条 総会及び本部役員会,役員会,拡大役員会は会長が招集し,専門部会は

専門部長、学年PTAは委員長が招集する。

会議の議長は、総会を除きすべて招集者がこれに当たる。

総会の議長は、その都度会員より選出することを原則とする。ただし、 特別な事情がある場合には、会長、副会長がそれに当たることができる。

(採 決)

第15条 本会の議決は、参加者の過半数をもって決する。 可否同数の場合は、会長がこれを決する。

第5章 会計

(会費)

第16条 本会の経費は、会員の会費、寄付金及びその他の収入をもって当てる。 会費は、一家庭あたり年額3,000円とする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(細 則)

第 18 条 この会則に定めるものの外、本会運営に必要な細則は、役員会に諮って 会長が別に定めることができる。

(施 行)

第19条 この会則は、昭和51年4月23日より施行する。

附 則 この会則は,平成 9年4月19日 一部改正

この会則は、平成15年4月20日 一部改正

この会則は、平成17年12月1日 一部改正

この会則は、平成28年4月23日 一部改正

この会則は、令和2年12月8日 一部改正

【各専門部の活動事項に関する細則】

- 1 総務部の活動は、原則として下記のとおりとする。
 - (1) 地区活動の推進と補助 並びに諸連絡
 - o廃品回収活動、地区懇談会活動の企画・運営
 - (2) 学校環境の整備
 - o 奉仕作業の企画・運営
 - (3) 吉田東部地区校外指導委員会への参加
 - (4) 役員選考活動
 - o 会長, 副会長, 監事, 会計(P)の選考
 - o地区専門部員の選考
- 2 広報部の活動は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 会報の発行
 - o 会員への情報提供と PTA 活動の啓発を目的に、年1回の発行
 - o必要に応じて、PTAだよりを発行する。
- 3 保健体育部の活動は、原則として下記のとおりとする。
 - (1) 学校の体育的行事への補助・支援活動
 - (2) 児童及び会員の健康保持と安全確保活動

【慶弔に関する細則】

1 弔 意 (1) 会員の死亡 15,000円

(2) 児童の死亡 15,000円

(香典 5,000円, 生花10,000円)

(3) 職員の死亡 協議による

(4) その他の場合 協議による

2 見舞い (1) 会員・職員の災害 協議による

【会費徴収に関する細則】

- 1 第16条の規定にかかわらず、次の特例を設ける。
 - o 生活困窮者または特別の事情のある者(長期欠席者等)からは徴収しない。

【監査に関する細則】

1 会計監査は、年2回行う。その前期は10月を決算期とする。

【役員選考委員会規定】

- 第1条 この規定は、会則第7条に基づく役員の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 役員を選出するために、役員選考委員会を置く。
- 第3条 役員選考委員会は、本会の発展を期し、公正にて適切かつ民主的な手続きにより役員を選出する。
- 第4条 役員選考委員会の構成は、次のとおりとする。

1	総務部員	0 4
- 1	\$\forall \pi \forall	X 2
	까지거니? 닭	0 石

2 学年 PTA 委員長 1名

3 事務局員 1名

4 本部役員 若干名

第5条 この委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長2名を置く。 委員長はこの委員会を代表し、会の円滑な運営に当たり、選出結果を総会に 報告する。

第6条 この委員会は、選出役員が総会で承認された時をもって任務を終了し解散する。

≪役員選考委員会内規≫ (案)

- 1 本委員会は、役員選考委員会規定に基づき、新年度役員の選考を行う。
- 2 本委員会は、公正で適正な選考が行われるよう努力する。
- 3 本委員会は、選考に関する委員会の選考経過や内容等については、みだりに口外 してはいけない。

4 選考手順

- (1) 各委員が役員候補を推薦する。
- (2) 推薦された役員候補について協議し、会長1名、副会長2名(男女各1名以上)、 会計1名、監事1名の各候補を選考する。
- (3) 役員候補者に委員会の意向を伝え、内諾を得る。
- (4) その結果を役員選考委員会に報告する。
- (5) 内諾を得られない場合は協議し、さらに内諾を得る努力を継続するか新たな候補を挙げるかを決定する。
- (6) 以後、協議結果に沿い、内諾を得る努力を重ねる。
- 5 選考委員が役員候補になった場合は、直ちに選考委員を辞退する。
- 6 専門部委員の選考に関しては、学年委員3名を選出した中から、学年委員長1名、 広報部委員1名、保体部委員1名を互選し、それぞれ副委員長を兼務する。総務 部委員は各地区の会員から選考する。また、次年度本部役員に選出された方(家 庭)からの学年委員選出はさける。
- 7 選考の時期は、前年度3月までとする。
- 附 則 この規定は、昭和 57年4月1日より実施する。

平成 6年4月1日 一部改正

平成 11 年 4 月 1 日 一部改正

平成17年12月1日 一部改正

平成28年4月23日 一部改正

令和2年12月8日 一部改正

長瀞小学校父母教師会 旅費支給規定

- 1 長瀞小学校父母教師会(以下「本会」という。)会員が、本会の用務のため出張した場合には、当該会員に対して旅費を支給する。
- 2 鉄道賃、船賃、有料道路使用料及び宿泊費については、実費を支給する。
- 3 車賃は、長瀞小学校を起点にして、下表により支給する。

【支給額のめやす】		
町内・郡内	500円	
仙台市・仙台南地区	2000 円	
仙台北地区	3000 円	
県内遠隔地域	4500 円	
県外	役員会で協議	

(参考)

仙台南地区・・・岩沼市、名取市、他

仙台北地区・・・・多賀城市、塩竃市、冨谷町、利府町 他

県内遠隔地域・・・栗原市、大崎市、気仙沼市、南三陸町、石巻市、蔵王町 他